

障がい者用 I C カード乗車券取扱特約の改定について

当社では、下記のとおり改定させていただきます。

記

1 改定特約

障がい者用 I C カード乗車券取扱特約

2 実施日

令和5年10月1日（日）初電より

3 内 容

以下の新旧対照表のとおり改定いたします

以上

《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課

TEL：045-787-7008

（9：00～17：20）

「障がい者用 I C カード乗車券取扱特約」新旧対照表

障がい者用 I C カード乗車券取扱特約	障がい者用 I C カード乗車券取扱特約
<p>「障がい者用 I C カード乗車券取扱特約」</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(無効となる場合)</p> <p>第 1 2 条 障がい者用 I C カード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用 I C カード乗車券の取扱いは障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅行開始後の障がい者用 I C カード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合 (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、または障がい者用 I C 定期乗車券および障がい者用 I C 企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合 (3) 障がい者 P A S M O を障害者本人以外の者が使用した場合 (4) 障がい者 I C カード乗車券を記名人本人が単独で使用した場合(第 4 条第 1 項ただし書きの場合を除く) (5) 介護者 I C カード乗車券を介護者が単独で使用した場合 (6) 券面表示事項が不明となった障がい者用 I C カード乗車券を使用した場合 (7) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って障がい者用 P A S M O を購入または使用した場合 (8) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合 (9) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合 (10) 偽造、変造または不正に作成された障がい者用 I C カード乗車券もしくは S F を使用した場合 (11) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用 I C カード乗車券が障害状態となったと認められる場合 (12) その他不正乗車の手段として使用した場合 	<p>「障がい者用 I C カード乗車券取扱特約」</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(無効となる場合)</p> <p>第 1 2 条 障がい者用 I C カード乗車券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。この場合、無効となった障がい者用 I C カード乗車券の取扱いは障がい者用 P A S M O 取扱特約の定めによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 旅行開始後の障がい者用 I C カード乗車券を他人から譲り受けて使用した場合 (2) 係員の承諾なく改札機等による改札を受けずに入出場した場合、または障がい者用 I C 定期乗車券および障がい者用 I C 企画乗車券の券面表示区間外の区間を乗車し、係員の承諾を受けずに出場した場合 (3) 障がい者 P A S M O を障害者本人以外の者が使用した場合 (4) 障がい者 I C カード乗車券を記名人本人が単独で使用した場合(第 4 条第 1 項ただし書きの場合を除く) (5) 介護者 I C カード乗車券を介護者が単独で使用した場合 (6) 券面表示事項が不明となった障がい者用 I C カード乗車券を使用した場合 (7) 使用資格、氏名、生年月日、性別を偽って障がい者用 P A S M O を購入または使用した場合 (8) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用した場合 (9) 当社の旅客営業規則に定める乗車券が無効となる事項に該当する場合 (10) 偽造、変造または不正に作成された障がい者用 I C カード乗車券もしくは S F を使用した場合 (11) 旅客の故意または重大な過失により障がい者用 I C カード乗車券が障害状態となったと認められる場合 (12) その他不正乗車の手段として使用した場合